

青森市立浪打小学校いじめ防止基本方針

青森市立浪打小学校

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「青森市立浪打小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

そこで、策定に当たっては、本校の『いじめ防止のための基本的な姿勢』を次のように示す。

『いじめ防止のための基本的な姿勢』

- いじめは人間として絶対許されないということを、教師、保護者、児童が強く意識する。
- 教師は、いじめを受けている児童の立場に立った親身の指導を行う。
- いじめ問題は教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であることを、教師が強く認識する。
- いじめ解決に当たっては、保護者、教師が情報を共有し、関係機関との連携を図り、関係者が一体となって取り組む。

2 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内体制について

(1) 平常時において、いじめ問題の発生を防ぐために、『いじめ防止等対策委員会』を組織する。委員を、校長、教頭、いじめ防止推進教師、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、保健主事、養護教諭、PTA役員、学校評議員、民生委員、カウンセリングアドバイザーとする。

①各教師は、児童のささいな変化やトラブルについて、いじめデータベースに記入する。

※衣服や所持品の変化、友人関係の変化、行動の変化、身体や情緒面の変化、家庭環境の変化等

②いじめ防止推進教師は、いじめデータベースを整理する。

③整理したいじめデータベースの内容について、毎週火曜日、金曜日に全職員で共通理解する。

※いじめ防止推進教師、校長、教頭は、この内容について、いじめに当たるかどうかの判断をする。（定期的ないじめ防止委員会）

④いじめ防止推進教師は、いじめ防止について、児童への指導の徹底を各教師に指示し、いじめ把握に努めることを各教師に指示する。

⑤いじめ防止推進教師は、いじめアンケート調査を定期的（月初めの第1月曜日）に行い、情報を整理する。

⑥いじめ防止推進教師は、定期的に、またはその都度、いじめ防止委員に、情報を提供する。

⑦毎月、最終木曜日、振り返りアンケートを行う。

⑧5月、8月（2学期始業式）、1月（3学期始業式）に生活アンケートを行う。

⑨5月、8月、1月に個人面談を行う。

- ⑩学級担任は、児童等の訴えにより、「いじめ対応シート」を作成する。
- ⑪学級担任、及び養護教諭は児童の出席状況と健康状態に気を配り、いじめの防止に配慮する。
- ⑫いじめ防止推進教師は、学級担任からの「いじめ対応シート」等により、毎月のいじめの状況を把握し、翌月5日までに「いじめ状況報告書」を作成し、「いじめ対応シート」とともに『いじめ防止等対策委員会』と市教委に報告する。
- ⑬いじめに対しては、教職員が同じ方向・歩調で取り組めるよう、年複数回（4月、8月）の校内研修を実施する。

（2）いじめ発生時

- ①いじめ発生時においては、いじめ防止推進教師が校長の承認を受け、『いじめ防止等対策委員会』を召集する。その際には当該委員会に、関係学年主任、関係学級担任を加える。さらに、必要に応じて、PTA会長、後援会長、警察を加える。委員会開催の暇がない場合には、校長は、『いじめ防止等対策委員会』に情報を提供する。
- ②校長は、いじめの全体像の把握をいじめ防止推進教師に指示し、教頭は外部との連絡を図る。
- ③教頭は、校長の指示により、いじめを受けた児童、及び保護者、いじめをした児童、及び保護者へ対応する。
- ④学級担任並びに学年主任（又はいじめ防止推進教師）は、いじめを受けた児童並びにいじめをした児童から事情を聞く。
- ⑤いじめ防止推進教師、教育相談主任は、いじめられた児童の『いじめ』に特化したいじめ調査を、関係学級（関係学年又は全校）の児童に対して行い、整理する。
- ⑥各学級担任は、傍観者への指導を含め、いじめ防止に向けての指導を徹底する。

（3）重大ないじめが発生した場合には、『いじめ防止等対策委員会』は教育委員会と一体となって対応に当たる。

- ①重大ないじめが発生した場合とは、
 - I 児童が自殺を企てる。
 - II 児童が精神性の疾患を患う。
 - III 暴力行為等で、児童がけがをする。
 - IV 人権を無視するような行為を、児童が受ける。
 - V 児童が金銭を強要される。
 - VI いじめが原因で不登校気味になる。
- ②校長は、いじめの全体像の把握をいじめ防止推進教師に指示し、外部（教育委員会等）との連絡を図る。
- ③教頭は、校長の指示により、いじめを受けた児童、及び保護者、いじめをした児童、及び保護者へ対応する。
- ④学級担任並びに学年主任（又はいじめ防止推進教師）は、いじめを受けた児童並びにいじめをした児童から事情を聞く。
- ⑤いじめ防止推進教師、教育相談主任は、いじめられた児童の『いじめ』に特化したいじめ調査を、関係学級（関係学年又は全校）の児童に対して行い、整理する。
- ⑥場合により、教頭は、保護者に対して、アンケート調査を行う。
- ⑦場合により、校長は、保護者集会で概要を説明する。その際、個人情報には十分留意する。
- ⑧教育相談主任、保健主事、養護教諭、心理の専門家は教育相談室を立ち上げる。また、学級担任は、いじめに直接関わっていない児童の心の状況を把握するために個人面談を行い、保護者との連携をもとに、教育相談室への相談を促す。全校体制で児童の不安を解消する。
- ⑨各学級担任は、傍観者への指導を含め、いじめ防止に向けての指導を徹底する。

4 いじめの未然防止について

(1) 学級担任以外の教職員における未然防止

- ①校長は、機会を捉えて、生命尊重、人間尊重を重んじる講話をする。
- ②児童が友達を思いやる心を身に付けるために、全ての教員は言動に留意し、教員自身が思いやりのある言動を示し手本となる。
- ③授業においては、児童の発表や行為を賞賛し、成就感をもたせ、学校生活に前向きに取り組ませる。人を笑わない授業の実践。社会においてルールを守ることの大事さを指導する。
- ④いじめ防止推進教師及び研修主任は学習のきまりが徹底されていることを確認し、全ての教師が互いの授業参観をし合い、協議する機会を位置付ける。いじめ防止についての校内研修を計画する。
- ⑤生徒指導主任は生活のきまりが徹底されていることを確認し、学校生活においてルールを守ることを徹底させる。
- ⑥職員は、休憩時間を除いて、中休みの時間並びに昼休みの時間に校内を巡視し、いじめが起きそうな死角をなくする。

(2) 学級担任における未然防止

- ①多くの時間を児童と過ごし、コミュニケーションを大事にすることで、児童に孤独感を与えないようにする。
- ②授業においては、児童の発表や行為を賞賛し、成就感をもたせ、学校生活に前向きに取り組ませる。人を笑わない授業の実践。社会においてルールを守ることの大事さを指導する。
- ③長期休業前には、人の命の大切さの指導を行う。また、長期休業明け（8月、1月）には、道徳や特別活動等において、いじめ防止に関わる価値項目について重点的に指導する。
- ④「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ④児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を徹底する。
- ⑤傍観者への指導を含め、いじめ防止に向けての指導を徹底する。
- ⑥様々な機会を捉えて、積極的に保護者との情報交換に努める。

(3) リトルジャンプチームの活用

- ①いじめ防止月間を決め、あいさつ運動時に、いじめ防止を呼びかける。
- ②いじめ防止標語を募集し、いじめ防止の雰囲気全校に醸成する。

5 いじめの早期発見について

(1) 日常的な観察

- ①出欠状況から、いじめのサインを見逃さない。
- ②席替えや班づくりにおけるいじめを見逃さない。
- ③掲示物の落書きにおけるいじめを見逃さない。
- ④ノートや机の落書きにおけるいじめを見逃さない。
- ⑤児童の心身の状況を把握する。変化を見逃さない。

(2) 月に一回のいじめアンケート、学期一回の生活アンケート

①保存期間について

アンケートについて・・・・・・・・・・・・・在籍期間

アンケート結果をまとめたものについて・・・・・・5年

※平成28年3月11日付け27文科初第1576号

「不登校重大事態に係る調査の指針」参照

(3) 養護教諭からの情報（いじめの疑いについては、いじめ防止推進教師に早急に連絡する）

(4) 心理の専門家からの情報

(5) 児童を語る会からの情報（いじめの疑いについては、いじめ防止推進教師に早急に連絡する）
※いじめデータベースの内容により情報を提供する。

(6) 保護者からの情報

①服が汚れていることから、いじめを疑う。

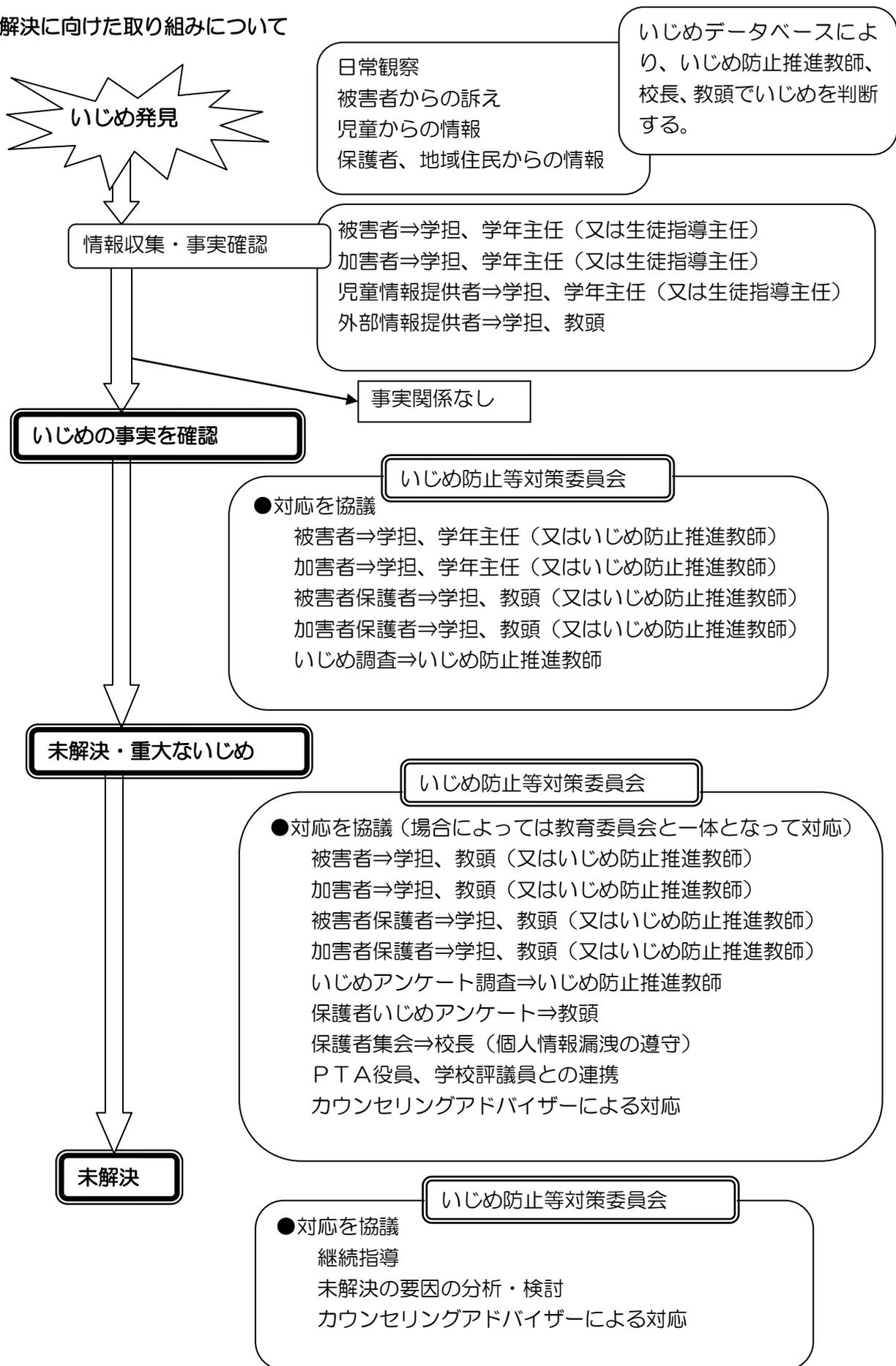
②体に傷があることから、いじめを疑う。

③お金がなくなることから、いじめを疑う。

④児童の行動の異変から、いじめを疑う。

(7) 地域住民からの情報（地域懇談会7月中旬・12月中旬 学校評議委員会5月中旬、2月初旬）

6 解決に向けた取り組みについて



7 評価について

学校評価の中で、いじめ防止に対する本校の取り組みについて評価を受ける。